吹田市契約等入札心得書（一般競争入札）

制　　定　　平成２７年４月８日
最近改正　　令和７年８月２０日

（目的）
第１条　この入札心得書（以下「心得書」という。）は、吹田市（以下「市」という。）が発注する一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。
（法令等の遵守）
第２条　入札参加者は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、吹田市財務規則（昭和３９年規則第１４号）及びその他の関係法令並びにこの心得書を遵守しなければならない。
２　入札参加者は、入札に際し、入札執行担当者の指示に従い、円滑な入札に協力するとともに公正な入札を妨害するような行為をしてはならない。
３　入札参加者は、この心得書、仕様書、図面、見本、現場を十分検討し、また契約締結に必要な条件等を熟知の上、入札しなければならない。あらかじめ仕様書等に係る質疑期間を設定した場合は、指定された方法により質疑をすることができる。なお、仕様書、図面等の受領を拒否した者又は図面等の実費を徴収する場合においてこれを納付しない者は、入札参加を辞退したものとみなす。
（公正な入札の確保）
第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（（昭和２２年法律第５４号）（以下「独占禁止法」という。））その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。
２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
３　入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
（入札参加資格）
第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
(1)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者
(2)　本市の入札参加有資格者名簿登載事業者でない者
(3)　吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者
(4)　吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者
(5)　当該入札において他の入札参加者の代理を行っている者
(6)　前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者
（入札の保証）
第５条　入札の保証は免除する。
２　落札者が契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の１００分の３に相当する額を徴収するものとする。
（入札の辞退）
第６条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。
２　入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号のいずれかに掲げるところにより申し出るものとする。
(1)　入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送等（入札日の前日までに到達するものに限る。）により行う。
(2)　入札執行中にあっては、辞退する旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行う。
３　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。
（入札の手続）
第７条　入札参加者が代理人の場合は、市指定様式の委任状を提出しなければならない。

２　入札参加者は、入札書に記名押印（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載しなければならない。）の上、指定した日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。
３　入札書は封筒から出し、入札書のみを入札箱に投入するものとし、入札箱に投入された入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
４　入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
５　入札書の記載金額は、消費税等相当額を除いた額とする。
６　入札に際し、当該入札の根拠となる内訳書その他指定する書類の提出を入札条件としている場合は、入札書と同時に指定する方法により提出しなければならない。
７　入札に際し、貸与した仕様書等がある場合は、これを返却しなければならない。
８　委任状及び入札書に記載する日付は、入札日とする。

（入札の取りやめ）

第８条　入札参加者が、第２条又は第３条に抵触したおそれがあるとき等、市が必要と認める場合は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることができる。この場合において、市が必要と認めるときは、当該入札に関する調査を行うことができるものとする。
２　前項の規定により市が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。
３　入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。
４　入札の執行に際して、入札参加者が２者に満たない場合は入札の執行を取りやめることができる。

（開札）

第９条　開札は、入札書提出期限を経過した場合又は全ての入札参加者が入札書を提出した場合は、直ちにその場で入札参加者の立会いの下に行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

（無効の入札）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
(1)　入札参加資格を有しない者がした入札
(2)　委任状を提出しない代理人のした入札
(3)　市指定様式以外での入札
(4)　記名、押印を欠く入札（朱肉を使用しない押印を含む。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札書による入札を含む。）
(5)　金額を訂正した入札、又は金額の記載が不明瞭な入札（容易に消去できる文具で記載された入札書による入札を含む。原則として、黒のインク又はボールペンとする。）
(6)　誤字、脱字などにより意思表示が明確でない入札書による入札
(7)　所定の日時を過ぎて提出された入札、所定の場所に提出しない入札
(8)　一の入札に対して２通以上の入札書を提出した入札
(9)　入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札
(10)　予定価格を公表した入札において、予定価格を上回る、又は最低制限価格を下回る入札
(11)　再度入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
(12)　公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による入札
(13)　入札日以外の日付が記載された入札書による入札
(14)　前各項に掲げるもののほか、市が指示した条件に違反して入札した者の入札

（再度入札等）

第１１条　予定価格を公表しない入札の開札を行った結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとし、再度の入札は１回とする。ただし、予定価格を公表した入札は再度の入札は行わない。
２　次の各号のいずれかに該当する入札を行った者は、再度の入札に参加することができない。
(1)　前条の規定により無効とされた入札をした者
(2)　最低制限価格を設定した入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

３　第１項に基づく手続を行った後においても落札者がない場合は、入札に参加した者と随意契約を行うための交渉をすることができるものとする。

（落札者の決定）

第１２条　有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。ただし、最低制限価格を適用していない入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができるものとする。

２　あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格での入札は無効とする。ただし、無効を理由として不利益な扱いは受けないものとする。

３　落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

４　落札額は、落札者の入札書記載金額に消費税等相当額を加算した金額とする。なお、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（契約書等の提出）

第１３条　落札者は、市から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内に、契約に必要な書類を添付して、これを市に提出しなければならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

２ 落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求められた場合には、契約日までにその誓約書を提出するものとする。

３ 落札者が前項に規定する誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

（契約の保証）

第１４条　落札者は、落札決定後速やかに（契約日までに）、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

(4)　当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

２　前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の１００分の１０以上としなければならない。ただし、契約保証金が減額された場合又は契約の保証が免除された場合は、この限りでない。

３　契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。ただし、還付する契約保証金には利息は付さないものとする。

（契約の確定）

第１５条　契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

（落札決定の取消し）

第１５条の２　市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

(1)　吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

(2)　吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

(3)　第１０条第１２号に該当する行為があったと認められるとき

(4)　正当な理由がなく、第１３条に定める期間内に契約を締結しないとき

２　前項の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

（契約の解除）

第１６条　契約締結後、当該入札において第１０条第１２号に該当する行為があったと認められるときは、市は契約を解除することができる。

２　前項の規定により契約を解除したときは、第１４条第１項第１号に定める契約保証金は市に帰属するものとする。また、契約保証金が減額された者又は契約の保証が免除された者である場合は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

（賠償額の予定等）

第１７条　落札者は、独占禁止法に規定する排除措置命令等が確定したとき若しくは刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する刑が確定したときは、市が当該契約を解除するか否かにかかわらず、当該契約書に定めるところにより、賠償金として契約金額の１００分の１０に相当する額を市に支払わなければならない。

２　市に生じた実際の損害額が前項に定める額を越える場合、落札者は、その超過分を支払わなければならない。

３　前各項の規定は、契約に係る履行が完成した後においても、同様とする。

（議会の議決を要する契約の特約事項）

第１８条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年吹田市条例第１９号）第２条又は第３条の規定に該当する契約は、第１５条の規定にかかわらず、議会の議決後、本契約としての効力を生ずるものとし、落札者の決定日から本契約までの間は、仮契約としての効力を有するものとする。

２　市は、落札者の決定日から本契約までの間に、落札者が第１５条の２第１項のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

３　前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

（異議の申立て）

第１９条　入札参加者は、入札後、この心得書、仕様書、図面、見本、現場、契約書案及びその他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として、異議申立てをすることはできない。

附　則

この心得書は、平成２７年４月８日から施行する。

附　則

この心得書は、平成２７年５月２７日から施行する。

附　則

この心得書は、平成２８年４月１５日から施行する。

附　則

この心得書は、平成３０年３月７日から施行する。

附　則

この心得書は、平成３１年３月１３日から施行する。

附　則

この心得書は、令和６年９月１日から施行する。

附　則

この心得書は、令和７年８月２０日から施行する。